

災害時における災害救助犬の出動に関する協定に係る

細目協定

新潟県（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）は、令和7年3月25日付けで締結した「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」（以下「協定」という。）に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（出動要請）

第1条 乙は、新潟県内において地震、風水害等の大規模災害が発生し、甲が災害対策本部を設置している場合には、統括調整部救援救助班に対して、災害救助犬の出動ニーズの有無を確認するものとする。

統括調整部救援救助班

電話：025-282-1733

メール：honbu.kyuujo@sub.pref.niigata.lg.jp

第2条 甲は、協定第2条第2項に基づき、文書をもって出動を要請するときは、別紙様式により行うこととする。

（搜索活動の実施）

第3条 協定第4条に規定する現場指揮者として、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長が指揮する現地合同調整所が設置されている場合は、その長の指揮下で搜索活動を実施するものとする。

第4条 乙は、協定第4条に基づく搜索活動を実施するにあたっては、出動した災害現場における活動エリア・内容・手順等の情報を、現場指揮者をはじめとした関係機関と共有し綿密に連携を図るものとする。

2 乙は、前項の連携にあたっては、安全管理を徹底することとし、退避合図等を現場指揮者とあらかじめ確認するものとする。

第5条 乙は、協定第4条に基づく搜索活動を実施するにあたり、乙の活動記録のための写真等を撮影する場合は、現場指揮者の許可を得ることとする。

第6条 乙は、協定第4条に基づく搜索活動中に、乙の出動部隊の構成員が二次災害に

巻き込まれる等の被害が発生した場合は、協定第7条に基づき事前に定めた連絡責任者に対し、文書又は口頭によりできる限りすみやかに報告するよう努める。

（協議）

第7条 この細目協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この細目協定は、令和7年3月25日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月25日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県
防災局長 原 直人

乙 東京都千代田区神田須田町1丁目5番地
一般社団法人ジャパンケネルクラブ
理事長 森崎 隆弘

(別紙様式)

(文書番号等)
令和 年 月 日

一般社団法人ジャパンケネルクラブ
理事長 森崎 隆弘 様

新潟県知事又は新潟県災害対策本部長
花角 英世

災害救助犬の出動について (要請)

このことについて、令和7年3月●日に締結した「災害時における災害救助犬の出動に関する協定 (以下「協定」という。)」第2条第2項に基づき、災害救助犬の出動を要請します。

なお、出動体制が整ったときは、協定第3条第2項に基づき、下記の事項をお知らせくださいますようお願いいたします。

記

- ・ 出動部隊の構成
- ・ 現場到着予定時刻
- ・ 被災地までの移動手段
- ・ 活動予定期間
- ・ 緊急時連絡先

【担当】

電話：

Mail：